

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

：平成21年度4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合(※)	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)	×80/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)				
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)				
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※平成21年3月31日時点で3級訪問介護員が指定介護予防訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定介護予防訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 854単位)		×95/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)						

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)	×90/100	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (425単位)									
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)									
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)									
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	30分未満の場合 +254単位	30分以上の場合 +402単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	
	(2) 30分未満 (343単位)									
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)									
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)									
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)										

注：特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合		
1回につき 305単位			退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +200単位
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)	特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (530単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (450単位)	
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (300単位)	
ホ 保健師、看護師が行う場合 (400単位)		注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ ロ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ 居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

6 介護予防通所介護費

基本部分		注		注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,226単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位
	要支援2 (1月につき 4,353単位)				
ロ アクティビティ実施加算 (1月につき 53単位を加算)					
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)					
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注		注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき 2,496単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位
	要支援2 (1月につき 4,880単位)				
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注	注	注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職員 の員数が基 準を満たさな い場合 又は 満たない 場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ットケアにおけ る体制が未整備 である場合	機能訓練体制 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合
イ 介護予 防短期入 所生活介 護費 (1日につ き)	(1) 単独 型介護予 防短期入 所生活介 護費	(一) 単独型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (492 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (611 単位)								
	(二) 単独型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (536 単位)								
		要支援2 (667 単位)								
	(2) 併設 型介護予 防短期入 所生活介 護費	(一) 併設型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (464 単位)							
		要支援2 (577 単位)								
(二) 併設型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (514 単位)									
	要支援2 (633 単位)									
ロ ユニット 型介護予 防短期入 所生活介 護費 (1日につ き)	(1) 単独 型ユニッ ト型介護 予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (571 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (695 単位)								
	(二) 単独型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (571 単位)								
		要支援2 (695 単位)								
	(2) 併設 型ユニッ ト型介護 予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (540 単位)							
		要支援2 (671 単位)								
(二) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (540 単位)									
	要支援2 (671 単位)									
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
三 サービス提供体制強 化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注			注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準を満たさ ない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置して いない等ユニッ トにおける体制 が未整備である 場合	夜勤職員配置加 算	リハビリテーション 機能強化加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 介護 老人保健施設 介護予防短期 入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健 施設介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ)	a介護老人保健施設 介護予防短期入所療 養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (712 単位)										
		b介護老人保健施設 介護予防短期入所療 養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (631 単位)									
		要支援2 (785 単位)										
	(二) 介護老人保健 施設介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護 職員を配置>	a介護老人保健施設 介護予防短期入所療 養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (572 単位)									
		要支援2 (712 単位)										
		b介護老人保健施設 介護予防短期入所療 養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (631 単位)									
		要支援2 (785 単位)										
	(三) 介護老人保健 施設介護予防短期 入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護 オンコール体制>	a介護老人保健施設 介護予防短期入所療 養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (572 単位)									
		要支援2 (712 単位)										
		b介護老人保健施設 介護予防短期入所療 養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (631 単位)									
		要支援2 (785 単位)										
(2) ユニッ ト型介護老人 保健施設介護 予防短期入 所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護 老人保健施設介護 予防短期入所療養 介護費(Ⅰ)	aユニット型介護老人 保健施設介護予防短 期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (794 単位)										
		bユニット型介護老人 保健施設介護予防短 期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (638 単位)									
		要支援2 (794 単位)										
	(二) ユニット型介護 老人保健施設介護 予防短期入所療養 介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護 職員を配置>	aユニット型介護老人 保健施設介護予防短 期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)									
		要支援2 (794 単位)										
		bユニット型介護老人 保健施設介護予防短 期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (638 単位)									
		要支援2 (794 単位)										
	(三) ユニット型介護 老人保健施設介護 予防短期入所療養 介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護 オンコール体制>	aユニット型介護老人 保健施設介護予防短 期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)									
		要支援2 (794 単位)										
		bユニット型介護老人 保健施設介護予防短 期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (638 単位)									
		要支援2 (794 単位)										

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)	
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	
(4) 緊急時施設療養 費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) (二) 特定治療
(5) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

注：特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ PT・OT・STIによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注					
夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合			利用者の数及 び入院患者の 数の合計数が 入院患者の定 員を超える場 合	看護-介護職 員の員数が基 準に満たない 場合	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100を 乗じて得た数 未満の場合	僻地の医師確 保計画を届出 したもので、医師 の数が基準に 定められた医 師の員数に 60/100を乗じ て得た数未満 である場合	僻地の医師確 保計画を届出 したもので、医師 の数が基準に 定められた医 師の員数に 90/100を乗じ て得た数未満 である場合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにお ける体制が未 整備である場 合	部下幅が設備 基準を満たさ ない場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第4 9条の規定が 適用されている 場合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合		
(1) 病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	(一) 病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(Ⅰ) 看護(Ⅰ) 介護(Ⅰ)	a.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (548 単位)													
		b.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (681 単位)													
	(二) 病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(Ⅱ) 看護(Ⅱ) 介護(Ⅱ)	a.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (632 単位)													
		b.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (786 単位)													
	(三) 病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(Ⅲ) 看護(Ⅲ) 介護(Ⅲ)	a.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (512 単位)													
		b.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (636 単位)													
	(一) 病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(Ⅰ) 看護(Ⅰ) 介護(Ⅰ)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (596 単位)													
		b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (741 単位)													
	(二) 病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(Ⅱ) 看護(Ⅱ) 介護(Ⅱ)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (487 単位)													
		b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (605 単位)													
	(一) 病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(Ⅰ) 看護(Ⅰ) 介護(Ⅰ)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (571 単位)													
		b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (710 単位)													
(2) 病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1 日につき)	(一) 病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(Ⅰ) 看護(Ⅰ) 介護(Ⅰ)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (548 単位)													
		b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (681 単位)													
	(二) 病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(Ⅱ) 看護(Ⅱ) 介護(Ⅱ)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (632 単位)													
		b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (786 単位)													
	(三) ユニッ ト型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (548 単位)													
		b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (681 単位)													
(4) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1 日につき)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (632 単位)														
	b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (786 単位)														
(5) 療養食加算	(一) ユニッ ト型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (639 単位)													
	b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (795 単位)														
(6) 特定診療費	(一) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (639 単位)													
	b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (795 単位)														
(7) サービス提供 体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (639 単位)													
	b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (795 単位)														
(8) サービス提供 体制強化加算	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (639 単位)													
	b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (795 単位)														
(9) サービス提供 体制強化加算	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	a.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (639 単位)													
	b.病院療養病床経過型介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (795 単位)														

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 看護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (531 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
			要支援2 (660 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (615 単位)						
			要支援2 (765 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)						
			要支援2 (573 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (550 単位)						
			要支援2 (684 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>		要支援1 (622 単位)	×97/100					
			要支援2 (774 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>		要支援1 (622 単位)						
			要支援2 (774 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(4) 特定診療費									
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (847 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要支援2 (1,007 単位)							
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (958 単位)							
			要支援2 (1,112 単位)							
		<一般病院>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援1 (780 単位)
										要支援2 (948 単位)
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (864 単位)							
	<一般病院>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (757 単位)							
			要支援2 (920 単位)							
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (841 単位)							
	一般病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (841 単位)							
			要支援2 (1,025 単位)							
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (841 単位)							
			要支援2 (1,025 単位)							
		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (744 単位)							
要支援2 (904 単位)										
b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (828 単位)									
	要支援2 (1,009 単位)									
a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (682 単位)									
	要支援2 (842 単位)									
b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (793 単位)									
	要支援2 (947 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	<従来型個室>	要支援1 (584 単位)								
		要支援2 (744 単位)								
<多床室>	要支援1 (668 単位)									
	要支援2 (849 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (960 単位)	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100			
			要支援2 (1,115 単位)							
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (960 単位)							
	要支援2 (1,115 単位)									
	一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (871 単位)							
			要支援2 (1,062 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>		要支援1 (871 単位)								
要支援2 (1,062 単位)										
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
			(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 介護職員の員数 が基準に満たな い場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 障害者等支援加 算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (203 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 (469 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 60 単位)			×70/100			1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(412単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)